

商業振興事業費補助金(地域商業活動活性化事業)交付細則

1 総則

この細則は、商業振興事業費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)のうち、地域商業活動活性化事業の実施について定める。

2 補助対象団体の要件

- (1) 補助金の交付の対象となる団体は、要綱第2条、第17条及び別表1で定められることのほか、次に掲げる要件を満たすものとする。
 - ア 愛知県内に事務所があり、愛知県内において活動する団体であること。
 - イ 定款、規約又は会則があること。
 - ウ 理事又は役員が定められていること。
 - エ 総会等が開催され、事業の実施が会員の総意で決定されていること。
 - オ 団体名義の金融機関の口座を有し、経理の帳簿が整備されていること。
 - カ 補助対象事業の確実な実施が見込まれること。
- (2) 次に掲げる団体は、補助対象とならない。
 - ア 政治団体、宗教団体、営利を目的として活動している団体
 - イ 暴力団又は暴力団員が役員となっている団体、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体
- (3) 商店街組織とは、次に掲げる事項に照らし、県が商店街組織と認めるものをいう。
 - ア 当該組織が中小小売商業又はサービス業に属する事業者等により構成され、その構成員の相当数が近接してその事業を営み、かつ、当該区域内で組織的な活動を行っていること。
 - イ 社会通念上消費者により、まとまった買物の場として認識されていること。
 - ウ 当該区域内に人又は車両が常時通行できる道路等を包含していること。
 - エ 当該区域で活動を行うことを規約又は会則等に明記していること。
- (4) 若手及び女性経営者団体
 - ア 若手経営者団体とは、青年会議所、商店街振興組合、協同組合及び商工会等の青年部とする。
 - イ 女性経営者団体とは、商店街振興組合及び協同組合等の女性部(おかみさん会等)とする。

3 補助対象事業の要件

- (1) 要綱別表1及び2で定める補助対象となる事業は、次に掲げるものとする。
 - ア 賑わい創出・商機強化事業
 - ・集客力向上事業(にぎわいを創出する事業)
 - ・販売促進事業(販売の促進を図る事業)
 - ・機能強化事業(団体の機能強化を図る事業)
 - ・連携創出事業(地域の他団体と連携して実施する事業)
 - ・魅力発信事業(団体のPRを図る事業)
 - ・デジタル化事業(アプリを用いたデリバリー等)
 - イ 被災団体等の復旧費補助

ウ 地域課題対応事業

アの事業に併せて次に掲げる取組を行う事業

- ・子育て支援・高齢者支援に関すること
- ・防災・安心安全に関すること
- ・地域資源活用・農商工等連携事業に関すること
- ・創業・人材育成に関すること
- ・環境対策に関すること
- ・地域連携事業（町内会、NPO、大規模小売店舗等と実行委員会を組織して行う事業）
- ・その他地域が抱える課題の解決に資すること

エ インバウンド対策のために行う賑わい創出・商機強化事業

- ・集客力向上事業（訪日外国人を呼び込む事業）
- ・販売促進事業（訪日外国人を主たる対象にした販売を促進する事業）
- ・機能強化事業（インバウンド対策を目的とした団体の機能強化を図る事業）
- ・魅力発信事業（訪日外国人を対象とした団体の PR を図る事業）

オ 空き店舗対策のために行う賑わい創出・商機強化事業

- ・集客力向上事業（空き店舗を活用した賑わいを創出する事業）
- ・販売促進事業（空き店舗を活用した販売を促進する事業）
- ・機能強化事業（空き店舗対策を目的とした団体の機能強化を図る事業）
- ・魅力発信事業（空き店舗対策を目的とした団体の PR を図る事業）

(2) 次に掲げる事業は、補助対象とならない。

ア 商業活性化事業とは認められない事業

イ 営利を目的とした事業

ウ 宗教的又は政治的活動事業

エ 愛知県以外で実施される事業（販売促進事業及び機能強化事業を除く）

オ 年度内に完了しない事業

4 補助金の申請等

要綱第3条で定める申請手続きに必要な書類は下記のとおりとする。

※この項では、丸数字は要綱の様式番号を表す。

(1) 申請

ア 前記 3(1)ア及びウからオで定める補助対象事業の補助金の申請に必要な添付書類は、次のとおりとする。

(ア) 別紙①-1 事業計画書

(イ) 別紙①-2 収支予算書

(ウ) 別紙①-3 役員名簿

(エ) 定款、規約又は会則(前回提出したものから変更がない場合は省略できる。)

(オ) 事業の実施を議決した総会又は理事会の議事録の写し(事業計画案と予算案)

(カ) 申請日時点の会員名簿(会員数 51 者以上の団体については不要)

イ 前記 3(1)イで定める被災団体等の復旧費補助等の申請に必要な添付書類は、次のとおりとする。

(ア) 別紙①-4(被災)事業計画書

(イ) 別紙①-5(被災)収支予算書

(ウ) 別紙①-3 役員名簿

(エ) 定款、規約又は会則(前回提出したものから変更がない場合は省略できる。)

(オ) 事業の実施を議決した総会又は理事会の議事録の写し(事業計画案と予算案)

(カ) 市町村の罹災証明書

(キ) 見積書(写)

(ク) 建築確認通知書(写)(ただし、申請時に提出できない場合は、通知書を受領後、速やかに提出すること。)

(ケ) 図面、配置図、工事以前の写真、仕様書及びカタログ等で、復旧の工事であることが分かる資料

(コ) 借地又は借家等を利用する場合においては、必要に応じ、地主又は家主の承諾書(写)

ウ 申請書類の提出期限は、次のとおりとする。

(ア) 賑わい創出・商機能強化事業、地域課題対応事業、インバウンド対策事業及び空き店舗対策事業

6 月 30 日

※追加募集分については、11 月 30 日

(イ) 被災団体等の復旧費補助等、知事が特に認める場合は随時申請を受理する。

(2) 変更承認申請

ア 前記 3(1)ア及びウからオで定める補助対象事業の補助金の変更承認申請に必要な添付書類は、次のとおりとする。

(ア) 別紙③-1 変更事業計画書

(イ) 別紙③-2 変更収支予算書

イ 前記 3(1)イで定める被災団体等の復旧費補助等の補助金の変更承認申請に必要な添付書類は、次のとおりとする。

(ア) 別紙③-3(被災)変更事業計画書

(イ) 別紙③-4(被災)変更収支予算書

ウ 要綱第 7 条に定める提出について、交付決定時点で既に補助事業の内容を変更している場合には、交付決定以後速やかに行うものとする。

(3) 実績報告

ア 前記 3(1)ア及びウからオで定める補助対象事業の補助金の実績報告に必要な添付書類は、次のとおりとする。

(ア) 別紙⑦-1 事業実績書

(イ) 別紙⑦-2 収支精算書

(ウ) 補助事業の実施状況が分かる書類

イ 前記 3(1)イで定める被災団体等の復旧費補助等の補助金の実績報告に必要な添付書類は、次のとおりとする。

- (ア)別紙⑦-3(被災)事業実績書
- (イ)別紙⑦-4(被災)収支精算書
- (ウ)補助事業の実施状況が分かる書類

ウ 要綱第 10 条に定める提出の期日について、交付決定時点で既に補助事業が完了している場合は、交付決定の日から起算して 30 日を経過した日までとする。

5 補助の対象となる経費

- (1) 賑わい創出・商機強化事業、地域課題対応事業、インバウンド対策事業及び空き店舗対策事業

別表のとおりとする。

- (2) 被災団体等の復旧費補助等

共同施設及び設備の復旧に要する経費

6 補助の対象とならない経費

別表のとおりとする。

7 補助対象経費

要綱第 17 条第 1 項で定める補助対象経費は、以下のとおりとする。ただし、補助対象経費は交付決定時の額を上回らないものとする。なお、「事業費合計から補助の対象とならない経費を除いた額」を以下 (X) とし、「事業費合計から事業実施による収入を除いた額」を以下 (Y) とする。

- (1) 事業実施による収入がない場合

(X) を補助対象経費とする。

- (2) 事業実施による収入がある場合

ア (X) と (Y) を比較し、(Y) が (X) を上回る場合又は等しい場合は、(X) を補助対象経費とする。

イ (X) と (Y) を比較し、(Y) が (X) を下回る場合は、(Y) を補助対象経費とする。

((Y) ≥ (X) → (X) が補助対象経費、(Y) < (X) → (Y) が補助対象経費)

8 補助限度額

補助対象経費が要綱別表 1 に定める限度額の上限を超える場合、補助対象経費は上限の額とする。

9 事業効果の測定

- (1) 補助事業者は、事業の効果を測定するため、以下のいずれかの調査を行う。

ア 歩行者通行量調査

イ 来店者数調査

ウ 売上高調査

エ 役立ち度調査及び事業の参加者等の数量調査

- (2) 調査方法等については、別に定める。

附 則

この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 28 年 3 月 30 日から施行し、平成 28 年度の事業から適用する。

附 則

この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 2 年 5 月 11 日から施行し、令和 2 年 4 月 10 日から適用する。

附 則

この細則は、令和 2 年 7 月 15 日から施行し、令和 2 年 4 月 10 日から適用する。

附 則

この細則は、令和 2 年 10 月 1 日から施行し、令和 2 年 4 月 10 日から適用する。

附 則

この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 3 年 8 月 3 日から施行し、令和 3 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 5 年 6 月 9 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 6 年 3 月 29 日から施行し、令和 6 年度の事業から適用する。

附 則

この細則は、令和 6 年 8 月 9 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 7 年 3 月 24 日から施行し、令和 7 年度の事業から適用する。

附 則

この細則は、令和 7 年 8 月 8 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 8 年 3 月 25 日から施行し、令和 8 年度の事業から適用する。

附 則

この細則は、令和 8 年 8 月 7 日から施行する。

別表

	補助の対象となる経費	補助の対象とならない経費
会場費	・会場借上料 ・会場設営・撤去費 ・警備費 ・講習会資料印刷費 ・EC サイト構築費 ・諸経費(一の請求書中の補助の対象となる経費の10%以内) ・次の役務の提供に対する謝礼(有償ボランティアに対して支払ったものかつ、1人につき1日1万円以内)、給与及び交通費(労働基準法第9条に規定する労働者に対して支払ったもの)(いずれも別紙⑧の提出のあったもの) 事業実施の前日、当日及び翌日の会場における警備、設営・撤去、清掃及び運営 ・(空き店舗対策事業においては、)家賃及び不動産仲介手数料(※ただし、年度内に支払が完了するもの。)	・補助対象事業の使用に限定できない費用 ・料金設定が明確でない費用 ・粗品(第三者に譲渡不可能なものを除く)、賞品、賞状 ・配布用購入図書 ・諸経費(一の請求書中の補助の対象となる経費の10%を超える部分) ・謝礼、給与及び交通費について、組合従業員、組合員及び組合員の従業員等の労働に係る費用 ・謝礼、給与及び交通費について、事業実施の前日、当日及び翌日以外の日に発生した役務の提供に対する費用 ・謝礼(1人につき1日1万円を超える部分) ・給与及び交通費について、社会通念上適正と認められない高額のもの ・敷金、礼金 ・改装費、修繕費
謝金	・講習会・研修会の講師謝金及び旅費 ・タレント出演料及び旅費 ・司会者出演料及び旅費 ・タレント及び講師等あっせん手数料(一の請求書中の補助の対象となる経費の10%以内)	・タレント及び講師等あっせん手数料(一の請求書中の補助の対象となる経費の10%を超える部分)

広 告 費	・チラシ印刷費 ・チラシ配布手数料(配布事業者のみ) ・ポスター印刷費 ・ホームページ作成費用 ・新聞、ラジオ及びテレビによる広告料 ・看板作成・設置費 ・諸経費(一の請求書中の補助の対象となる経費の10%以内)	・補助対象事業の使用に限定できない費用 ・料金設定が明確でない費用 ・補助対象事業以外の事業内容の掲載が概ね2分の1を超えるチラシ及びパンフレット等 ・諸経費(一の請求書中の補助の対象となる経費の10%を超える部分)
そ の 他	・補助事業の効果測定のための調査費 ・実態把握や計画策定のための客層・人流分析調査費	・飲食費 ・組合員の旅費、宿泊費 ・反復使用が可能な物品の購入費
共 通 事 項	・振込手数料(補助対象経費に係るもの) ・天災地変による事業中止に伴う必要な経費(既支払い分を含む) ・その他、補助対象事業の経費と認められる経費	・消費税及び地方消費税 ・委託事務手数料 ・現金、小切手で支払った原則1万円以上の費用 ・その他、補助対象事業の経費とは認められない経費